

## 全面的な国選付添人制度の実現を求める会長声明

弁護士付添人は、少年審判において、非行事実の認定や保護処分の必要性の判断が適切に行われるよう、少年の立場から手続に関与し、家庭や学校・職場等少年を取り巻く環境の調整を行い、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。少年たちの多くは、家庭で虐待を受け、あるいは、学校で疎外されるなど、どこにも居場所がなく、信頼できる大人に出会えないまま、非行に至っている。少年審判において、そのような少年を受容・理解した上で、少年に対して法的・社会的な援助をし、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。

しかし、非行を犯したとして兵庫県内の家庭裁判所（支部を含む）の審判に付された少年保護事件件数は、平成21年で、年間1万135件であり、そのうち観護措置決定により身体拘束された少年は、852件に上るのに対し、弁護士である付添人が選任されたのは、204件に過ぎない（国選、私選、援助付添人を含む）。

従って、身体拘束を受けた少年のうち約24%しか弁護士付添人が付いておらず、成人の刑事手続において被告人の約98%に弁護人が付されていることと対比すると、極めて不十分であると言わざるを得ない。

このように弁護士付添人の選任率が低いのは、従来国選付添人制度が存在せず、平成19年11月に導入された国選付添人制度の対象事件も、重大事件に限定され、しかも、家庭裁判所が必要と認めた場合に裁量で付すことができる制度に止まっているからに他ならない。

しかも、昨年5月21日以降、被疑者国選弁護制度の対象事件がいわゆる必要的弁護事件にまで拡大されたことにより、被疑者段階の少年に国選弁護人が選任されながら、家庭裁判所に送致された後は国選付添人に選任されないという事態が生じている。

平成21年1月から同年12月までの間、被疑者が少年だった事案は253件あり、そのうち家裁送致後に援助付添人がついた事案は133件に止まっている。その他に、国選付添人が選任された事案が11件あるが、それでも100件以上は家裁送致後も弁護士による付添援助を受けていないことになる。

少年鑑別所に収容された少年は、少年院送致や児童自立支援施設送致等の重大な処分を受ける可能性が高い。従って、上述のような弁護士付添人の活動による援助の必要性に照らすならば、付添人確保のための適正な予算措置を講じた上、少なくとも、国選付添人制度の対象事件を、少年鑑別所に送致された身柄拘束を受けた少年の事件全件まで拡大すべきである。

よって、政府においては、速やかに、国選付添人制度の対象事件を身柄拘束事件全件にまで拡大する少年法改正を行うよう求める。

2010年(平成22年)8月6日

兵庫県弁護士会会長 乗 鞍 良 彦